○長谷部委員長 それでは、時間より若干早いようですけれども、皆様おそろいのようで ございますので、第15回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日の審議でございますが、前回、第14回の小委員会におきまして皆様から頂戴した御意見のうち主なものがわかる資料を事務局のほうで取りまとめていただいています。まずはこの内容について御確認をいただきます。

次に、審議項目の①人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方のうちの地方圏に生ずる課題を解決するために必要な施策は何かという項目に関しまして、市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。この論点を取り上げて今回は検討を行いたいと存じます。事務局に関係の資料を用意していただいていますので、これをまず事務局から説明いただきまして、その後、委員の皆様から自由に御発言をいただく。そうした形で進めてまいりたいと存じます。

それではまず、前回、14回の小委員会におきまして皆様から頂戴した御意見につきまして事務局から資料に基づく説明を頂戴したいと思います。

宮地行政課長、お願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、資料1をごらんいただきたいと存じます。

14回の委員会における主な議論についてでございます。

まず、1番の論点としまして「地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か」 ということで「地方圏における人口食い止め策」に関しまして、地方圏は、雇用があって も働く人が確保できない、働き口というより、働く人がいなくなっている局面にきている。

出生率が向上しない限りは、大きい市も含めて、どこも人口減少していく。出生率の改善に光をあてるべきではないか。

東京一極集中は、地方の自治体では対応できない。国の力で人口移動を促す必要があるのではないか。

新たに移住する方は居場所がなく、移住の前の段階が大事ではないか。移住はしないが、 一定期間居住する人を増やすため、例えば準住民という発想を用いることができないか。 次に「地方圏における課題対応策」に関してでございます。

地方で仕事をしていて、観光の面では「足」が問題になる。ウーバーという仕組みは何らかの形で変形させて活用し、地方圏が持っているものを柔軟に活用できないのか。

地方圏に人材を派遣する企業を「地方創生協力企業」とすれば、企業が人を地方に出しやすくなるのではないか。

個々の自治体の中において人口が減る地域と減らない地域を調整すると、人口減少して も町は賑わうのだということを誘導していけないか。

「人口減少社会への的確な対応」ということに関してでございます。

地方創生の中でメニューは整ってきている。財政措置もだいぶ出てきている。ただ、地 方から見て全体像の見通しが悪くなっている面もあるのではないか。

地方圏は、全般的に高齢化していて、合意形成が困難になっている。メニューは増えた

が、活用することができていない。議会のあり方も重要。また、地域全体で合意形成をしていくことも重要。

選択肢として、合併があることは避けるべきではないのではないか。中長期的に見て、 どういう姿が望ましいのか考えるべきではないか。いわゆる特例町村制度も考える必要が あるのではないか。

連携だけでなく、合併もある、とすれば、連携をすると合併に巻き込まれるという疑いをぬぐうことができない。極論を言えば、連携をしている限りは合併に巻き込まれることはない、と思ってもらえるくらいでないと動かないのではないか。

合併をしても、中心周辺問題は存在する。合併をオプションとするなら、国はニュートラルであること、合併後も問題は消えないことを押さえておく必要があるのではないか。

連携中枢都市圏等を考えていく上で、人口減少社会の中で、水道等についてどこまで不均一な料金設定ができるのか、ということを議論しないといけないのではないか。

この地方制度調査会の議題にはのらないと思うが、大合併をした市については、問題はないのか、ということもにらんでおく必要があるのではないか。

府県制度が機能していないところと、府県に頼っているところもある。都道府県制度の あり方について、連携も含めて、議論の俎上にのせるべきではないか。

次に3ページでございます。

まず、「他の主体との連携による行政サービスの提供」に関してでございます。

1,700の自治体のうち、厳しいと思われる自治体を、連携の対象に入らない自治体、連携の対象に入るが手をあげない自治体、連携の対象に入り連携している自治体の3つくらいにカテゴライズし、それぞれ制度的な課題はあるのか、検討する必要があるのではないか。

次に「連携中枢都市圏等の形成の推進」に関してでございます。

連携中枢都市圏は人口減少対策の方策の1つ。連携中枢都市圏が形成されるだけでは、 日本全体がシュリンクする中で、人口減少問題のすべてを解決しないのではないか。

連携中枢都市圏等の取組みにより魅力的な拠点が形成されて、UJIターンに資するかもしれないが、自然増対策とは関係ないのではないか。

連携協約の中に、雇用の促進等の具体的な提案が入っている。これを都市圏ビジョンに落とし、体制を組めれば、人口減少対策の一つの有効なツールになるのではないか。

連携中枢都市圏のヒアリングの資料をみていると、いろいろな施策を一生懸命やっていることがわかる。

新中核市にならなければ連携中枢都市圏にならない、というのは疑問がある。

取組みがバラバラでその場限りのものにならないよう、地方創生における総合戦略を、 連携中枢都市圏構想とつなげていく必要があるのではないか。

制度施策のバリエーションが多いことは悪いことではないが、連携中枢都市圏と地方創生が過剰負担にならないよう、取組状況等を整理して情報共有が必要ではないか。

「都道府県の補完」に関してでございます。

中心市から通勤通学10%圏内から外れている市町村は、孤立している可能性がある市町村とも考えられるのではないか。

小規模団体については、一部事務組合等のような個別分野の機能的連携よりも、都市圏があって分かりやすく合意形成していく方が、今後のまちづくりはうまくいきやすいのではないか。

5ページからが「連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めて行くか」に関してでございます。

まず、「連携中枢都市圏等の形成を促すためには、何が必要か」という点でございます。 「広域連携の必要性」「連携中枢都市圏等の形成推進のスタンス」に関しまして、連携中 枢都市圏の取組みは、まだ1年なので、問題点を抽出すること自体が難しいのではないか。

現場では、行政サービスの提供や魅力的なまちづくり、さらには人口減少に的確に対応 することは連携してやらないとうまくいかない、ということまでは理解しているのではな いか。

連携中枢都市圏構想にあたってのネガティブな意見については、制度として十分に理解 されていないとすれば、漠然とした不安や悩みからくるものではないか。

連携中枢都市圏等に入ってこない市町村には、また合併を進められてしまう不安を解消 する必要があるのではないか。

中心が消極的なのか、周辺が消極的なのかによって対応策も変わるのではないか。

広域インフラの再編は、中心と周辺の問題であれば、その合意の調達は難しい問題。リソースの管理権が問題になるのではないか。対応策は、一般論でいいので、もう少しブレークダウンして考えることができないか。

何を連携したらいいのかわからないという声については、これまで市町村は、自立が前 提の制度だったことに起因しているのではないか。

連携中枢都市圏構想の推進にあたって、モデル事業を行っているところから、事業の展開の状況について情報共有することが必要ではないか。

先行して行われている定住自立圏の課題について情報共有を積極的に進めていくべきではないか。

第1次地方分権改革のときに、役割分担の基本理念を明確にしたように、役割を明確に するということが方策としてあり得るのかどうか。

「連携中枢都市圏等の形成における議会や住民の役割」に関してでございます。

連携が目的ではなく、連携により生活に必要な都市の要素がそろったことを提示して、 I ターンやUターンの流れをつくることが重要ではないか。それを行うと、住民の役割や 議会の役割が同時に見えてくるのではないか。

地方に進出した企業が近隣市町村と連携してくれればうまくいくのではないかと思うことは結構あるのではないか。

「連携中枢都市圏等の形成における都道府県の役割」に関してでございます。

他と連携して課題解決をしていくことにつながらないときに、県がもう少し中に入って 調整することはできないか。

2点目としまして「連携中枢都市圏等における取組みを強化・充実していくためには、 何が必要か」ということに関してでございます。

まず、「期待される取組」に関してでございます。

連携中枢都市圏の都市圏ビジョンの実例を見たが、ビジョンの進化ができるようなインセンティブの仕組みが考えられないか。

民間で業務提携しようとしたら、もっと予算と人員と事業の統廃合をやるだろう。役所 はつぶれないので、その点が不十分ではないか。

現場は、地元の企業や住民等を巻き込んだ協議会の中で検討していくことにしている段階。地域の中でコンセンサスをとった努力は認めた上で、今後、どのような対応が可能なのか、考える必要があるのではないか。

自治体の現場は、ヒト・モノ・カネという点で窮しており、広域連携をやろうと思って も、なかなかできないという事情があるのではないか。

まちづくりを考えていく上で、人口減少・低密度化が進む中では、インフラを広域で再編していくことが必要。苦労して合意形成するとメリットがある。

病院や下水道等、公営企業によりサービスを提供しているものについて、広域でサービス提供をしていく必要があるのではないか。

議会事務局の機能や監査機能、不服申立て等は、広域的な体制の整備が考えられるのではないか。

「連携中枢都市圏等形成当初の取組み」でございます。

連携中枢都市圏で生きている住民が、都市圏を形成することで地域がいきいきと変わっていくのだという実感が持てていないのではないか。どうやってあと一押しをすれば地域が活性化するのか、それを実現するためのサポートが必要。

連携には深い信頼関係が必要なので、最初は様子を見ながらやる必要がある。時間軸を とって、徐々に連携を深めていくことも考えられる。

「権限」に関してでございます。

今後、中心市と近隣市町村の権限の整合性や、条例による事務処理特例の考え方の県の 違いが問われる可能性がある。必要な権限についてパッケージで中心市が持てるような仕 組みを設けること等が必要ではないか。

例えば、権限移譲をすれば連携中枢都市圏の形成を進めるのか、というように、具体的 に質問を投げかけてみれば、何かヒントが得られるのではないか。

「財政」に関してでございます。

単独で自立しようとしている自治体が不公平な財政措置になってはいけないのではないか。

最後に「今後の検討事項」といたしまして、個別の分野の事務の課題は、地方制度調査

会としてどこまで踏み込めるのかといった御意見がございました。 以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見等がございましたらいかがでしょうか。これは 私の発言だったのだけれども、ちょっと趣旨が違うということがございましたら。

鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員 1ページ目の下から3つ目なのですが、多分、私の発言だと思うのですけれども、「ウーバーという仕組みは何らかの形で変形させて活用し」という中で、観光の面だけではなくて、高齢化社会の地域の足としても、そしてまた観光の面としても地元の公共交通機関の活用を含めて云々というニュアンスでお伝えしたつもりでした。

もう一点なのですが、3ページ目の「連携中枢都市圏等の形成の推進」のところなのですが、違っているわけではないのですが、ちょっとニュアンスの違いで、「人口減少問題のすべてを必ずしも解決しないのではないか」という提言ではなくて、連携中枢都市圏の形成を否定するあれはないのですけれども、連携中枢都市圏自体が人口減少問題解決策のワン・オブ・ゼムの1つとして私は考えるべきではないかということなので、ちょっとニュアンスが違うように感じました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

その辺は書きぶりを少し工夫をお願いいたします。

ほかにはいかがでございましょう。

よろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、続きまして、審議項目の①人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方のうちの地方圏に生ずる課題を解決するために必要な施策は何かに関しての検討に移ってまいりたいと存じます。

本日ですが、市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。この論点につきましての検討をお願いしたいと存じます。

それでは、関係資料について、まず、事務局からの御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、資料につきまして、まとめて御説明をさせていただきます。 まず、資料2でございますが、今回の審議事項とされております市町村間の広域連携が 困難な地域において必要な施策は何かということに関しまして、関係の団体からヒアリン グを行っておりますので、ヒアリングの状況を資料2にまとめております。

奈良県、鳥取県、大分県、そして小規模な市町村の立場で高知県大豊町が関連しているかと思われますので、そこでのヒアリング内容につきまして論点ごとに整理をしておりますので、御参照いただければと存じます。

次に資料3でございます。

前回と同様に、先ほどの資料2のヒアリング内容も踏まえながら考えられる論点を整理 しております。 順番に御説明申し上げます。

まず、基本的な認識といたしましては、都道府県の役割ということで、広域連携が困難な地域における市町村が、人口減少の影響を大きく受ける中で、持続可能な行政サービスを提供するためには、市町村と連携をして、それを支える都道府県の役割が重要になるのではないかという基本的な認識の論点を挙げております。

具体の対応としましては、都道府県の補完ということが考えられるわけでありますが、 都道府県が補完をする必要性を検討する上での判断要素として何が考えられるかという項 目にしております。

まず、「客観的要素」として挙げておりますが、後でも資料をごらんいただく予定でございますが、第30次の地方制度調査会答申におきましては、「小規模市町村であること」、そして「地方中枢拠点都市(連携中枢都市)や定住自立圏の中心市から相当距離があること」などがあげられたところでございます。これ以外に考えられるものがあるかという論点があろうかと思います。

次に「主観的要素」でございます。これにつきましては、自治体のほうからも意見がございました。まず、客観的要素に加え、市町村と都道府県の合意という主観的要素も重要ではないかという指摘がございました。そして、市町村の立場からは、市町村が自ら処理することが困難であると判断した場合に、都道府県が補完を行うべきである。市町村が望んでいないのに都道府県が補完をするということは考えにくいのではないかという論点がございました。

一方、以下の2つは県の立場からでございますが、まず、市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務について、自らの責任を自覚せずに補完の申出をするべきではないのではないか。補完を受けようとする市町村が望めば必ず補完するということにはならないのではないかという指摘がございました。

次に、補完の申出をする場合には、この市町村が将来の人口推計なども踏まえた地域経営の方向性を定めて必要な事務、体制について検討・見直しをして、そして都道府県と協議をすべきではないかといった趣旨の指摘もございました。

次に2ページに参ります。

そうした協議の結果、同じ都道府県内であっても、市町村ごとに補完される事務が異なっていたとしても、著しく不合理でなければ、許容されるべきではないかという指摘もございました。

次に3点目としまして「都道府県の補完の対象となる事務は何が考えられるか」という 点でございます。

「基本的な考え方」といたしましては、市町村の事務を都道府県が補完しようとする際、 都道府県に当該事務を処理する体制が必要なのではないかということでございます。

「補完になじまない事務」といたしましては、仮に、都道府県が事務を処理する体制を整えることができたとしても、市町村の存立に不可欠な事務、それに密接に関連するもの、

住民基本台帳ですとか、戸籍、選挙などが考えられるところでありますが、このあたりは 補完になじまないのではないかということがあろうかと思います。

「補完の対象としやすい事務」といたしましては、道路等のインフラ、地域振興、地域 保健、職員研修等の総務事務等のように、都道府県も同種の事務を処理している場合は比 較的容易なのではないか。こうしたものはほかにあるのかということでございます。

次に「補完の対象とするためには時間を要するもの」ということで、それぞれの事務の 内容に応じてということになりますが、介護保険ですとか、義務教育等のように、都道府 県は関連する事務を市町村と分担して処理している場合につきまして、関連しているとは いえ分担しているということでありますので、職員の育成など事務を処理する体制を整備 するのには一定の時間を要するのではないかと考えられるところでございます。

さらに、消防のように、都道府県は主たる事務を分担していないような場合、この点についてはコストなどが非常に大きいことも考えられますので、慎重に検討する必要があるのではないかといった論点でございます。

次に3ページをごらんいただきたいと存じます。

「補完の対象事務の戦略的な選択」ということで、補完の対象とする事務については、 都道府県と市町村との事務分担の違いによって困難度が異なってくるということで、人口 減少を見通しながら、戦略的に考える必要があるのではないかということでございます。

次に「補完の方法」でございます。

実際の補完の方法としましては、この前の地方自治法改正により新たに設けられました 連携協約ですとか、事務の代替執行も含めて事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じ て活用することが重要ではないかということがございます。

具体的に考えられますのは、これもヒアリングでも少し披露されたところでございますが、都道府県の出先機関の職員が市町村職員と執務スペースを共有化することや、補完の対象となる市町村に定期的に訪問する等、事務の体制や地理的条件に応じて、効率的、効果的な方法があるのではないかということでございます。

以上が都道府県の補完に関してでございますが、最後に「都道府県の補完の他に考えられる対応策はあるか」ということで、地方公共団体が連携して、別の法人格を有する組織に、市町村に代わって特定の事務を処理させる方法が考えられないかといったことがヒアリングでも問題意識が示されているところです。

資料3については以上でございます。

資料3に関連する参考資料を用意させていただいております。

参考資料1をごらんいただきたいと存じます。

参考資料1の1ページでは、市町村の状況を団体の数でまとめております。前回の委員会でも御質疑がございまして、ごく大まかな数字だけお答えをしているところでありますが、もう一度数字を整理して表にしております。

いわゆる都市圏のあるところ、東京都特別区、三大都市圏の指定都市、連携中枢都市、

定住自立圏の中心市要件に該当する市ということで、これらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村かどうかということを人口別に機械的に整理すると下の表になります。そうした都市圏に含まれてくる市町村が(1)でございます。含まれない市町村が(2)でございまして、これを人口規模ごとに整理をしております。

合計をごらんいただきますと、(1)の含まれる市町村が1,288、含まれない市町村が430 ございます。含まれない市町村でも人口規模の少ないところ、5万を切るところが400程度 ございますし、1万を切るところで見ましても、200を超えるものがある状況でございます。 2ページには、都道府県の補完ということで、前回の30次地方制度調査会の答申の該当部分を抜粋しております。

下線を引いておりますが、都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢ということで、これに資する方策を講じるべきとされた上で「具体的な方策」としましてその下にございますが、小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合に、中枢拠点都市などからの中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間では解決が難しいときは、市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられるということでございます。

これによりますと、その少し下にございますが、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきであるということを受けまして、3ページになりますが、地方自治法の改正によりまして、事務の代替執行の制度が設けられたところでございます。

事務の代替執行の制度につきましても、普通地方公共団体が利用できる制度でございますが、4ページをごらんいただきますと、その法改正の際に出されました通知では、この制度の趣旨、考えが示されております。

4ページの下線の部分をごらんいただければと思いますが、事務の代替執行は、市町村の間において行う場合のほか、条件不利地域の市町村において近隣に事務の共同処理を行うべき市町村がない場合等において活用されることを念頭に置かれております。都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって処理することができるようにするということを念頭に制度化されたものという考え方が示されております。

(2)になりますが、小規模市町村を念頭に置きますと、小規模市町村の名前において 都道府県が仕事を行うことになります。そうした観点から、下線にございますが、代替執 行の事務の処理状況の報告あるいは代替執行の事務の処理方法についての協議を定期的に 行うことなどをあらかじめ規約で定めておくことが望ましいということを示しております。

議会がチェックをするということで、代替執行事務の処理状況について必要な調査・審査等を行うものである。そうした代替執行制度の事務の執行の仕方について通知で考え方を示しているところでございます。

これが新しくできた事務の代替執行の制度でございますが、全体的に先ほどの論点の中

でも事務の共同処理の制度を活用しながらということがございました。現在、地方自治法で用意されております事務の共同処理の制度全体について概観していただければと思います。

5ページに大きく分けて「法人の設立を要しない簡便な仕組み」、下の赤のほうになりますが「別法人の設立を要する仕組み」と分かれております。

青のほうもさまざまな共同処理の仕組みがございます。この中で連携協約の制度と、青の中の一番下の事務の代替執行が先般の地方自治法改正で新たに加わったものでございます。それ以外にも協議会、機関等の共同設置、事務の委託という制度がございます。

順番にごらんいただきますと、連携協約は地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針、役割分担を定めるということで、特定の事務について定めるというよりは、全体の役割分担などを柔軟に定めていく制度でございます。

協議会につきましては古い制度でありますが、地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度でありますが、法人は設立しない形になっています。

機関等の共同設置につきましては、これも制度改正が行われまして、活用しやすい制度 になってきているところでありますが、行政機関あるいは長の内部組織等を複数の地方公 共団体が共同で設置する制度でございます。

事務の委託は、地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度ということで、委託をしますと、委託を受けた地方公共団体の事務として執行される形になります。この点が事務の代替執行とは異なるところでございます。

次に共同処理の仕組みとしましては、一部事務組合と広域連合という、これは別法人を 設立する仕組みでございます。

一部事務組合の制度は、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体でございます。

広域連合の制度、これも組合の一種でありますが、平成6年から制度がスタートしておりますが、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体でございまして、一部事務組合と違う点は、国あるいは都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができるといった点でございます。

現在もそれぞれ市町村間あるいは都道府県も含めましてこうした連携の制度が活用されているところでございます。

6ページ、7ページは事務の代替執行の具体的なイメージでございますので、御参照いただければと存じます。

次に8ページから小規模な市町村の組織、事務処理体制の例を参考に用意させていただいております。

8ページでございます。

A村としておりますが、人口が1,000人を切る、約900人のところでございます。村長、副村長のもとに総務課、住民課、保健福祉課、建設課が置かれておりまして、議会、教育

委員会がございますが、それぞれ課のメンバー、人員は大体 5、6名といったところになります。教育委員会は教育長のもと、教育次長。その上の議会は議会事務局長が1名という人数になっております。

※にございますが、選管の事務局、監査委員の事務局などは総務課で兼務しているという状況でございます。

この組織をもとにしまして、9ページから10ページにかけてでございますが、それぞれの課の具体的な職員がどのような事務を担当しているかを少し細かいですが、整理しております。

例えば総務課をごらんいただきますと、それぞれ丸付の数字で①から⑥まで。これは具体のそれぞれの職員を示しておりますが、総務課長は①という人になりますが、①をごらんいただきますと、一番上のほうにある予算編成から、真ん中にありますが、職員の任命、服務関係、人事の関係。下のほうに参りますと観光ですとか、商工業の振興、地域振興などを担当しておりまして、事務の数でいきますと、左上にございますが、17の事務を担当しておりまして、アンダーラインを引きましたものが、課の中で担当事務数が一番多いものでございます。

10ページをごらんいただきますと、保健福祉課では④という人が係長ですが、14の事務を持っていまして、真ん中あたりにあります少子化対策ですとか、各種手当の関係、老人福祉、精神保健福祉などを担当している。そうした状況が実態としてございます。

これが小規模市町村の状況でございます。

11ページからでございますが、先ほど補完になじむ事務あるいはなじみにくい事務という論点を挙げさせていただいておりますが、それの御参考といたしまして、主要な事務の 分野で都道府県と市町村の役割分担がどのようになっているかを整理しております。

11ページは道路の関係でございますが、これにつきましては、都道府県道、市町村道それぞれにつきまして、それぞれ同種の事務を行っている形になっております。

12ページは地域保健の関係でございます。

対人保健分野では、例えば健康増進の面では都道府県が広域的あるいは専門的な知識を要する健康増進の事業を担当する。栄養指導、その他の保健指導ということになります。一方で、市町村は一般的な健康増進事業を実施するという形になっています。母子保健では健康相談は両方が行うことになっています。精神保健では複雑又は困難な相談は県が行うということで、市町村は個別相談をやることになっています。同じことをやるものもあれば、少し役割分担があるものがございます。

13ページでございます。

これは介護保険の関係でありますが、市町村は要介護認定などの認定を行います。あと、 介護の給付、保険料の徴収などを行っておりますが、介護のサービスにつきましては、施 設のサービスにつきましての施設の指定は都道府県が行うことになっておりますし、一方 で在宅サービスにつきましては内容によって事業者の指定は都道府県、市町村それぞれが 行う形になっています。

14ページをごらんいただきますと、義務教育の関係でございます。

小中学校の設置は市町村でありますが、教職員の任命に関しましては都道府県。服務の 監督などは市町村という形で分かれております。教科書の採択も市町村という形です。

15ページは、ごみ処理の関係です。

一般廃棄物につきましては市町村に処理責任がございます。収集・運搬につきまして業者の許可につきましては市町村が行うことになっておりますが、処分の施設につきましては都道府県が許可を行うことになっております。市町村から都道府県に届け出がなされる。 一方、産廃につきましては都道府県が許可をする形になっておりまして、市町村がかかわっていない形になっています。

以上が各主要分野の役割分担でございます。

あと、現在進めておりますモデル事業でヒアリングにも関係しましたが、鳥取県、大分県の事業の概要を参考でおつけしております。

御説明は以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

そういたしましたら、ただいまの御説明等を踏まえまして、御意見あるいは御質問等が ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員 教えていただきたいことが1つあるのですが、先日、横浜市の事務処理の民間へのアウトソーシングが新聞記事のほうでも出ていたのですが、新聞の紙面を読む限りでは非常に合理的だなと感じまして、そういうことが横浜市でできるのだったら、別に地方でもいろいろな部分で民に委託することは可能なのではないかと思ったので、それを1点教えていただきたいと思っています。

同じような事例が、例えばふるさと納税などは通販会社を使えば非常に合理的にアウト ソーシングできるという事例は幾つか聞いたことがありますし、そういった既に民間の持っている知見の活用というところをこの中に入れるのは難しいのかというところが1つお 伺いしたいところです。

もう一点なのですが、参考資料1の8ページから組織図等があるのですけれども、昨年来、何回かこういう資料が出ておるのですが、積み上げでは限界があるような感じがしておりまして、例えば企業でも何のためにそれをやらなければいけないのかという、業務に対して組織を後からつくっていくという逆算ではないと、積み上げではどうしても変わらない部分があると思っています。ただ、企業ではできても行政のほうは組織名称などが全国一律なので、もしかすると、全国で連動しなくてはいけない事情もあるのかなとも思ったのですが、多分、積み上げで変わっていけるのは限界があるような感じがするので、その辺を、何をやるからこの組織がという形はちょっと難しいのかということについての2点を教えていただけませんでしょうか。

- ○長谷部委員長 いかがでしょうか。第1点は多少御意見にわたる点があったかと思うのですが、第1点は今、この場で何か回答できるようなことはございますでしょうか。
- ○宮地行政課長 今、詳しい資料を持ち合わせていないのですが、横浜市の関係でございますが、現在まだ進行形のもので、まだ固まったものではないと聞いています。ただ、民間委託の範囲を拡大したいというお考えはあるようです。少し調べさせていただきまして、また何かお答えできるものを用意させていただきたいと思います。
- ○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

池内委員、お願いいたします。

- ○池内委員 私のほうは質問なのですが、参考資料1の1ページの人口20万以上、15万以上で含まれない市町村が20万以上だったら2カ所、15万以上だと2カ所と出ているのですが、これはどういうところか教えていただけたらと思いました。
- ○長谷部委員長 具体的にというお話ですか。
- ○池内委員 どういうものが該当するのか教えていただきたいと思います。
- ○長谷部委員長 これはまた今すぐお答えできますか。
- ○宮地行政課長 すみません、これも今、手元にありませんので、わかればまた御報告いたします。
- ○池内委員 すみません、ありがとうございます。
- ○長谷部委員長 申しわけありませんけれども、そういうことでよろしくお願いします。 ほかにはいかがでございましょう。

太田委員、お願いします

○太田委員 何点かありますが、1つは、お示しいただいた資料3で気づいたことから順 に申し上げます。

まず、客観的要素として30次地制調が言ったもの以外にあるか。30次地制調もどこまできちんと詰められたか自信がありませんが、1つ論点になっているのは、仲間外れみたいになっているものをどうするか。要するに水平的連携をやってほしいと言ったのだけれども、中心市のほうがつき合ってくれないというものをどうするかというものがやはり1個の論点になるのではないかという気がいたします。

主観的要件としてお互い合意があったほうがいいだろうということですが、場合によっては誰かに、少なくとも望んでいるときに、誰も助けてくれないときに助けてあげなさいと義務づけるという制度も理論的な可能性としてはある。ただ、30次の場合には、そこまではやらないということでとりあえず答申はまとめたはずだと思います。

その観点からいきますと、とりあえず、意思の要素を重視する、とりわけ市町村の申し出を前提とするというのはいいのですが、2番目の補完を受けようとする市町村が望めば必ず補完するということにならないというのは、理論的にならないというよりは、マイルドな形でやるのだったらそうしたほうがいいという程度の話ではないか。特に生活保護の

ようにすっからかんになってからおいでというほどのところまで市町村に要求するのかどうかはやはり問題、それ自体が論点ではないかという気がいたします。極論すると、一旦財政破綻でもするか、財政再建団体になりそうになってから来い、そうしたら初めて都道府県が補完してやるということになるのかどうかは議論のしどころではないかと思いますし、私は余り厳しくやる必要はないのではないかと思います。

3番目に、次の、将来の人口推計等を踏まえた地域経営の方向性を定めて検討・見直しをした上でというのは、これ自体は合理的なのですが、具体的にどうなるのか。巷間聞くような、現在も人口が減る中でどうするかという対応をするときに、こうすれば増えるだろうと少し明るい未来を描きたいあまりに、それは現実的なのかという人口計画が出てきたりするという話を聞きますと、厳しく見積もったら助けてもらえるのか、厳しく見積もらないようにして、明るい未来を描かないと助けてもらえないのか。この辺はどういう形をもって合理的であると判断するのかを議論しないと、この程度の書き方では実際の判断は難しいままで、余り役に立つ話にならないのではないかという気がいたします。

このほか、2ページ目の補完になじまない事務というのが初めて都道府県の補完の対象となる事務のところで出てきたわけですが、これは本来、水平的連携においても考えられてしかるべきであるにもかかわらず、ヒアリングの段階では水平的連携をなさっている市長さんたちは別に何もそういうものはないのではないかというスタンスをとられました。ただ、都道府県の補完になじまないのであれば、水平的補完にもなじまないのではないか。もし水平的補完にはなじむけれども、都道府県による補完にはなじまない事務があるのだとすればそれはなぜなのかということを考える必要があるのではないか。そこを簡単に、これこれの事務は都道府県の補完になじまないのではないかと言っていいのだろうかという気がいたします。

最後に、都道府県の補完のほかに考えられる対応策として別の法人格を用いる対応策がある。それはもちろん今も制度上ありますので、やってももちろん構わないと思いますし、ある種の組織は水平的連携の究極形態として別法人格を持つ組織にやらせるということもあってもいいのだろうと思いますが、ここでオプションをつくるに止め、どのオプションをとるかは地方に任せると考えるのか、これこれの事務についてはこのオプションだというようにルートを決めてしまうのか。私としてはルートを決める手がかりが余りないので、オプションをつくるだけでいいのではないかと思いますが、その辺の問題はあるかと思います。

民間委託の問題も恐らくオプションの1つとしては入ってくるだろう。ただ、民間委託するという決定そのものを自分でやるのか、連携して、その上で連携としてまとめて民間委託をしないと民間が入ってきてくれないということも考えられる。ある小さな過疎の村だけが民間委託をしようとしても、そこではもうけが出ないので民がつき合ってくれない可能性もありますし、あるいは法定事務によっては民間委託しにくいものもあるかもしれません。事務は法律で定められているから削りようもないものもありますから、この辺は

いろいろなオプションを開くという方針で考えていけば特に問題はないのではないかと思いました。

- ○長谷部委員長 今の御意見は事務局のほうで何か反応するようなことはございますか。
- ○宮地行政課長 特にございません。
- ○長谷部委員長 水平と垂直の関係でいうと、これは広域連携は難しいという前提の話なので、そういう議論の整理なのかなと私は思っていたのですけれども、太田委員の御指摘のところは確かに理論的にはある問題だろうと思います。

ほかにはいかがでございましょう。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 御提案申し上げたいものが2つぐらいありますが、まず、前提として広域連携が困難な条件不利な地域という定義というか、中身です。例えば中山間地とか、農村あるいは離島、群島といろいろ中身はあると思うのですが、非常に漠としているものですから、これをどういうイメージで不利な条件のところとよく使ってはおられますが、それがもう少し具体例で出てこないと見えない部分があるなという問題と、もう一つは、都道府県が全知全能であるがごとく、基礎的な自治体の行政を都道府県がやれると。私は実はやれないのではないかと思うのです。ですから、条件が不利で、市町村でやれないものは都道府県が垂直補完すればやれるのだと。これはサービスの量的な供給体制あるいは質的な供給体制の両面があると思うのですが、そんなに今の都道府県が基礎自治体の行政に深く入っているとは思えないのです。逆に役割分担ができているように思うのです。ですから、こういう都道府県を頼りにするという発想法が本当にうまくいく発想法なのかどうか。仮に都道府県の総合事務所みたいなものを条件不利地域につくって、ある程度の何種類かのサービスを供給するといった場合に本当にできるのか。これは現実に都道府県に聞いてみないとわからないのですが、今の2つの点は私の感じている定義の問題なり、都道府県に対する見方の違いかもしれません。

前回、特例町村制という話を突然持ち出したのですが、いろいろ各地で聞いてみますと特例町村制云々の前に、子供が極端に減っている地域ですとどういう声があるかといえば、町村ではどんなに範囲を広げてみても小中学校が持ちこたえられない。県立の小中学校でやってくれないか。県が小中学校を運営してくれないかという、ある意味、事務の逆移譲のような要求を幾つかのところで聞くのですが、そういうこともあるのかなと。もともと明治時代から小学校設置、維持できる規模として村が始まっていることもありましたが、中学校については8,000人以上で戦後、合併を促進した歴史もあるでしょうけれども、中学校自体も維持できなくなってきている。さらに小学校自体も基礎自治体としてやれないという声が、多分この条件不利地域の中では相当上がってきている。それを今のお話ですと県の補完でやれるのだという、ここの部分についてはあるのかもしれませんが、そういう声がそちらこちらで聞こえます。

そこで、現在、市の制度としては政令市、中核市、一般市と特例市を中核市に入れまし

たので、3種類あるというか、機能を3つに分けてそれぞれ行政が行われている。ただ、町村は数としては一番多いのですが、実際は一くくりになっている。恐らく町と村はそれほど行政上、機能的に区別がないと思うのですが、一般町村と特例町村と町村を仮に、極めて条件が厳しいところで全体をやれないとなりますと、特例町村という制度としても何ら不自然はないのではないか。例えば一般市の中で大都市については、一般市の特例として大都市地域についても政令指定都市のようなものをつくっているわけですから、その逆みたいな話であります。

これは第27次の地方制度調査会でいろいろ議論されたと聞いておりますし、議論された方からも聞いておりますけれども、ある程度事務権限の範囲を窓口業務、学校の管理、住民票、印鑑登録証明あるいは身近な衛生行政、こういうものに限定をしたらどうか。総じて身軽な自治体制度を創設したらどうか。そのサービスがしからばその区域の住民に行われない、残る部分が行われないということは多分許されないのだろうと思いますので、義務づけないことにした市町村事務を垂直補完するのか、周辺市町村が水平補完するのか、そのいずれかの仕組みにするとして、そのこと自体をもし特例町村制度を使いたいと、仮に制度を起こしたとして、その場合に、それは地元のもちろん申請によってそういう制度を受け入れる形にすべきだろうとは思うのですが、どうもこれから5年、10年、20年と見ていきますと、そういう問題は合併促進のときに議論したものですからちょっと違う方向に行ったように思うのですけれども、私は考えるべき1つのテーマかなと。

もう一つだけ、どうもいろいろな人口予測を見ますと、人の住まない区域が出てくる。あと20年もしますと、確かに5万人の市であっても人口が半減したり、もっと減ってくる地域も、1、2万人になる予測もありますので、人が住まなくなる空白地域にはしかし道路もあり、公共施設もある。一体どういう主体が管理するのか。人が住まなくなると多分、自治体が成立する考え方は基本的になくなるわけでありますので、そうすると、近隣の一定規模なり、力のある自治体を仮称ですけれども、例えば人口空白地区の管理自治体というものを指定して、もちろん何らかの財政支援はしなければならないかもしれませんが、その公共空間を管理し、良好な状態を保っていただくという役割を自分の地域の住民に対してではなくて、その空間に対して管理する自治体制度も必要ではないか。特例町村制度管理自治体というお話でございます。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

太田委員、お願いします。

- ○太田委員 佐々木委員にお伺いしたいのですが、人の住まなくなった空間を何で管理する必要があるのでしょうか。
- ○佐々木委員 人が住まなくなった空間ですか。荒れ放題にその空間がなっていく。例えば公共施設もそのまま放置されている、あるいは民間の建物でも空き家のままどんどん放

置されていく。それを放置することは犯罪の巣にもなるかもしれませんし、さらに草ぼうぼう等々、雑木林みたいな空間になっていくわけで、それはやはり地域の景観そのものをとっても、ある地域からある地域に移動する空間がそういう地域になっているということを放置するのはいい結果を生まないのではないでしょうか。そういうイメージなのですが。 〇長谷部委員長 太田委員、お願いします。

○太田委員 空き家がなぜ問題なのかというと、空き家の周りに人が住んでいるからですね。だから、全員住まなくなって、自然にお返しする、更地にお返しするというのなら、それはもう管理する必要はないのではないですか。道路も、要するに道路という移動のために使う公共施設があるから管理しないといけないのであって、その道路さえ必要にならなくなるとすれば、自然にお返しするということで、何で管理する必要があるのか。どの程度人間のいなさを考えるかにもよるかと思いますが、何で管理しないといけないのか。どういう状況を考えたのかいまいちはっきりしないのですが。

○長谷部委員長 理念型として本当にゼロになれば太田委員のおっしゃるとおりなのかも しれないですけれども、それでもなおかつ観光とか、環境保全とか、そういうことがある かもしれません。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 空き家の周りに人がいなくなれば、空き家そのものは壊せばそれでいいのだというお話かもしれません。空き家自体を壊す力もないし、所有者もよくわからなくなるという、遠隔地にいる人が相続したことになっていますが、何かよくわからないというのも、被災地などを見れば今、よくそういう問題がいろいろ出ていますけれども、問題は道路なのです。道路はネットワーク化されて初めて道路でありまして、途中を管理する市町村がないがゆえに、そこはただのでこぼこだらけの道路になっていいという話にはならないのではないでしょうか。

ですから、市町村区間の管理している自治体がなくなれば、例えば都道府県道に変えて 都道府県がそれを管理するとか、そうでなければ、それをよく使う近隣の市が管理すると いう必要があるのではないか。現実問題としてそういうイメージで申し上げているのです が、太田委員はそういうイメージは湧かないのかどうか。

- ○長谷部委員長 太田委員、お願いします。
- ○太田委員 そのイメージは共有できるわけです。ただ、そうなると、もはやそれは先ほどおっしゃったように、要するに人の住んでいない野っぱらをただ道路が走っているときに、それはどこの原野でも、国道なり県道にして管理されている。その部分はその限りで管理する必要があるでしょうが、それはもっと局地的な管理であって、そこから枝分かれして、人のいないところにも村道があったりしたら、そういう部分はもう管理しなくていいのではないのかという疑問です。
- ○長谷部委員長 碓井副会長、お願いします。
- ○碓井副会長 お二人の委員に質問したいのですが、今の議論を伺っていて、まさかそう

ではないと思うのですが、あえて質問なのですが、いずれの自治体にも属しない国土の存在をお二人は認めるという趣旨での論争なのですか。それとも、それは違うということなのでしょうか。管理ということの意味にも関連するのですが。

- ○長谷部委員長 まずは、佐々木委員。
- ○佐々木委員 それは別に日本の一つの国土の中でのお話ですね。
- ○碓井副会長 国土でありますが、それがいずれの町村にも属しない国土の存在を認める という御趣旨での御発言なのでしょうか。
- ○佐々木委員 それに近いですけれども、要するに人口がゼロになって、消滅した自治体 にいわゆる自治体というものが存在するかどうかなのですが、空間だけを管理する自治体 というものがあれば別ですけれども、基本的には人にサービスをするために自治体ができている。したがって、それに参加をして自治が成り立っているわけですので、それがなくなった場合に、結局それは空間としてはもちろんつながってはいるわけですが、そこに町 村がなくなるという事態をイメージしているのです。
- ○長谷部委員長 市町村はそこにはないということも理屈としてはあり得るということですね。

太田委員はいかがですか。

- ○太田委員 私も多分そこは佐々木先生と同じで、私も日本国土にあまねく市町村が存在 しないこともあり得てよいだろう。逆にあまねく存在するなら、どこかが合併して引き取 らされているわけなので、管理自治体は要らないはずだよねというのが碓井先生の疑問で はないかと思いますが、私が管理する必要はないと言っているのは、あまねく市町村はな くてもいいだろうという前提です。
- ○碓井副会長 大変斬新なお二人の考えで、感動いたしました。
- ○長谷部委員長 武藤委員、お願いします。
- ○武藤委員 今の議論なのですが、現在でも人が住まない地域はたくさんあるわけです。 そういうところを自治体から外そうという議論はこれまで出てきてはいないのではないか と思います。人が住まないから国土として管理しなくていいかというと、そのようなこと はないわけで、放っておけば山はどんどん崩れて、人が住んでいなくても砂防工事があち こちで行われているわけです。小さな山村の町村が自力でできるかどうかは別としても、 災害のときに国に災害復旧を申請したり、いろいろしながら国土は管理されているわけで、 人が住んでいるかどうかということと、国土を管理する必要があるかどうかは別問題だと 理解したほうがいいのではないかと私は思います。
- ○長谷部委員長 確かに今までは武藤委員のおっしゃるとおりなのですけれども、多分、 両委員がおっしゃるのは、もう少し先のことを考えたときにはそういう理論的な可能性も 考えてもいいのではないかというお話かなと思ったのですが。
- ○武藤委員 アメリカのように自治のない地域をつくっても、それはそれで制度的にはあり得ると思いますが、ただ、日本はこれまでも人が住まない地域も一応、市町村の区域の

中に含めて総合的に管理するという発想でやってきたのではないか。それを今の段階で排除するといいますか、人が住まない地域を自治から外そう、手間暇かかるから外してしまおうという議論は、もう少し広い国土管理という意味から言うと、監視の目が薄まっていくだけではないかと思うのです。

- ○長谷部委員長 太田委員、お願いします。
- ○太田委員 武藤委員のおっしゃるとおりですが、これは以前の小委員会でもお話ししたと思いますが、なぜそれを自治体にやらせるのかということです。つまり、砂防ダムが誰かのだめになるなら、あるいは都市部が欲しがっているなら、それは都市部がみずから合併する形で、あるいは機能的に管理すればよろしいし、国土管理だということであれば、国の直轄事務でやるべきものではないのか。なぜそれを無理矢理自治体を存続させて、あるいはどこかの自治体の強制的に合併か何かの形で引き取らせて、その自治体の事務として処理させるのですかという問題だろうと思います。
- ○武藤委員 それは物によって全部違っているので、砂防工事についても市町村が独自に やる砂防工事もあるでしょうし、大規模な土砂崩れに関してはやはり国が出ていかないと だめだし、都道府県がしっかりやるという実態に合わせて役割分担が決まってきているの ではないかと思います。
- ○長谷部委員長 こういうものが本当に出現するかどうか、今のところは少なくとも理論 的な課題でございますので、そのようなところでいかがでございましょうか。

ほかには。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 自治体の中で含まれない市町村が430ということで、これは前回、私が質問して数字を教えていただいたわけですが、例えば人口1,000人未満というところは26あるうち、含まれない市町村は23。非常に割合が多くなっているのですが、ここは恐らく離島だと思うのです。離島の場合には連携しようがないといいますか、船ですぐ渡れるような島でも海がしければ孤立するわけですから、図書館にももちろん行けないし、学校にも行けないし、一緒にデイサービスをやっても風が吹くと行けなくなるようなものは無理ですから、やはり独自やっていかないといけない。離島問題は少し別にしたほうがいいと思いますので、この中から少なくとも離島は外さないといけないのではないかと思います。離島に近いような内陸地でも、ずっと山道を行った先の先の村のようなところです。

ただ、今ではトンネルができて、車で10分、15分で下の村につけるというところが結構 ふえてきていますので、恐らく陸続きのところにそうした連携が全くできないというよう なところはないような気がしますが、非常に困難な地域は想定し得るだろうから、連携できない地域についても、430のうち幾つか類型化しながら、それぞれの方式を考えていく必要があるのだろうと思います。

そういう中で、例えば離島ですと、伊豆七島は東京都の範囲に入っていますから、離島 は恐らく東京都が都の事務所を置けるようなところもあれば、置けない小さなところも市 町村に職員を派遣して、事務処理を協力するような仕組みとか、現にそういうものはいろいると行われているでしょうから、それらをさらに活用することが望ましいと考えます。 以上です。

- ○長谷部委員長 ありがとうございます。 勢一委員、いかがですか。
- ○勢一委員 私から3点ほどお話をさせていただきたいと思います。

1つは、都道府県による補完という仕組みの位置づけですが、水平的な広域連携が困難な地域を支えるという点では、セーフティーネットの役割を担うものでありますので、かなり重要な機能をこれから引き受けていくのではないかと思っています。どういう地域が補完の対象になるかについての小規模市町村の要件基準にもよると思いますが、参考資料1の1ページで御用意いただいた数値を拝見しますと、都市圏域に含まれない市町村が全体の25%で、5万人未満だと35%ぐらいの数になっています。人口の割合は別にしましても、自治体数としては決して少なくないのではないかという印象を持っています。地方創生の取り組みを進めていったとしても、恐らく人口減少がとめられない地域は残念ながら残ると思いますし、多くの住民は簡単には移住できないだろうと思います。また、出生率が上がってきている地域であったとしても、出生率が上がっただけではすぐにその地域の生産性が向上するわけではありませんので、20年程度の時間はかかります。そうすると、それまでの間、当面対応が必要になってくるという局面はあり得るのであろうと思っています。

では、そのときに補完の要件について、客観的要素、主観的要素として資料3で問題提起していただいておりますけれども、客観的要素は比較的わかりやすいのですが、主観的要素は補完を受ける自治体側の意思で、恐らくこれはなくていいという議論はなかなかやりにくいと思いますので、それが前提になるとは考えています。その場合、地域の意思形成や意思表明というと、地方自治法の制度でも、通常は地方議会などによる承認が一つ明示的な仕組みになると思います。ただし、人口減少や高齢化が進んでいきますと、これまで想定していたような議会体制が本当に意思形成の機関として維持し得るのかというところは若干懸念が残るかと思います。そうなると、主観的要素としてどの程度厳格さを求めていくのかについては検討する必要があるかと思います。これが2点目になります。

最後、3点目としましては、局面が変わるのですが、都道府県の視点から見ますと、事務内容的に引き受けられるものであるか否かという判断は、理論上は既に御指摘があっているいろ検討できると思いますが、実務実態という点では、具体的にその事務を行う組織や体制が都道府県の側にあるかが実質的に大きく影響してくるかと思っています。事務処理特例制度の実務運用などでも、一部は引き受けてくれるけれども、引き受けてくれない市町村が残るという場合には、都道府県の事務量はさほど減らないという実態もございます。都道府県側の利害としてコスト増が問題になるような部分があるとすれば、その点への配慮も必要なのではないかと思っております。

以上です。

- ○長谷部委員長 伊藤委員、そろそろいかがでしょう。
- ○伊藤委員 今の勢一委員の御発言とも関係すると思うのですけれども、私も3つほど考えなければいけないことがあるのではないかと思います。

1つは、都道府県の側から見たときの広域連携、特に市町村単独ではなかなか行政サービスの執行が難しくなる可能性があるところをどうするかということなのですが、今回、連携協約と事務の代替執行という仕組みが制度化されたわけです。今のモデル事業を拝見しますと、参考資料1の最後のところで鳥取県と大分県が行われているわけですが、こちらは両方とも連携協約の仕組みを使って役割分担を再構築しようという方向での取り組みであると考えています。事務の代替執行については、実際に県の側から見たときの使い勝手のよさ、悪さみたいなところについて、今後いろいろと考えなければいけないところが出てくると思います。県と市町村の間での連携の方策の選択肢はもちろんこれだけではなくていろいろあると思うのですけれども、どういう場合にはどういう仕組みがとれるかということをきちんと精査していく必要があると思っています。

2点目は、これとも絡みますけれども、市町村の側でこういう点について補完してほしいという意向を出す。それに対して都道府県の側でこういうことができるという形で都道府県としての要望も出てくる。両者がマッチすればいいのですが、やはりミスマッチは実際にはかなり出てくるだろうと思います。これについて先ほど太田委員も少しおっしゃいましたけれども、強制的にこれをやれということは恐らくできないわけで、マッチングをどううまく進めるかという環境整備といいますか、制度設計なりあるいは先端的な取り組みなりをきちんとつくっていく必要があるのではないか。モデル事業がその一つになればいいのですが、さらに現在試みられている仕組みに加えて、事務の代替執行等を含めて実際にそれをどういう枠組みでつくれるかということはきちんと考えなければいけないのではないかと思います。

3点目は、これもさはさりながら難しいところなのですが、参考資料で小規模市町村の事務処理体制が出てきます。小規模な自治体では職員の方がいろいろな事務を行っていて、かなりオールラウンド的な執行体制が組まれているといえます。これはもちろん事務の過剰な負担が問題になり得るところもあるのですけれども、逆に組み合わせていろいろ総合的に対応できる。住民の方からしても非常に対応が行き届いている。逆に合併して大きくなると職員の専門性が高まり、ある意味で縦割りになってしまって、住民から見ると対応の質が少し下がっているという批判もある場合もある。こうしたときに、小規模な自治体単独ではやはり無理だ、広域的な対応でやってほしいということが出てきたときに、事務を切り分けて、都道府県に補完してもらう形で事務執行の体制を組みかえるときにいろいろな弊害が出てくるかもしれない。今、かなりフレキシブルにやっているところを切り離して広域で対応しなければいけない、それについて職員の研修を含めてきちんと能力形成を図らなければいけないという課題が出てくると思います。実態として、市町村の側から、

あるいは県の側から見て、どういう事務をうまく組みかえれば広域的な執行体制が担保されるかということも含めて考える必要があるのではないかと思います。

済みません、例によってやや抽象的な発言ですけれども、以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 先ほど勢一委員と伊藤委員がおっしゃっていたように、私も広域連携の客観的要素と主観的要素のところで思っていたのですけれども、今、実例などを見せていただいて、連携協約とか、事務の代替執行等が進んできたところの事例がどのぐらいあるか、まだ少ないと思うのですが、このところを見ていますと、うまくいっていないところはノウハウとか、システム、マンパワーとか、このあたりがなかなか足りなくてというところになるので、このあたりをもうちょっと情報面のインフラとか、データベース、そういうものを共有して、国ベースでそれを支援できるとか。広域になるとより国の関与とか、サポートがしやすくなる面と、有益になってくる面もあるのかなということを感じたりしますので、そのデータベースみたいなことを準備して、主観的な要素のところでうまくいかない、例えば横同士の折り合いがうまくいかないとか、市とどこかがうまくいかないとか、そういうところは実務的にあるかと思いますので、それが補える柔軟な制度を検討してもいいのかなということを思います。

今回、個性を活かして自立した地方ということなので、事務的な側面を優先すると文化的な側面というか、そこが少し弱くなりがちなところもちょっとあるのかなと思いまして、つまり、小規模で人が少なくなっていくところの地域の文化とか、そういうものも担保できるようなこともこの制度の中には入れていければいいかなということを思っております。客観、主観の中、特に主観のところで動かなくなりそうなところを、他の地域でも同じような状況を抱えると思いますので、それをデータベース化してインフラで補うというか、そういうことができないかなということを思います。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

小林委員、いかがでございましょうか。

○小林委員 都道府以外の県が必ずしも一様ではないと思うのです。事務処理特例の話もちょっと出ましたけれども、もちろん合意が要りますが、どこまで市町村にやってもらうか。あと、垂直補完についてもかなり積極的な県もあれば、必ずしもそうでもない県もあるのだろうと思うのです。鳥取県、奈良県などはかなり積極的にやっておられる。どことは言いませんが、余り積極的でないような県もあるのかもしれないです。セーフティーネットという言葉が正しいかどうかわかりませんが、周辺自治体でカバーできないとか、ある小規模の自治体がどうにもならないとかなり追いつめられると言ったら変ですけれども、かなり特殊な状況で周辺自治体も動けないとした場合に、県のほうも何らかの形で動ける形で協議の仕組みみたいなものがあったらいいのかなと思います。

参考資料に出ていましたけれども、人口900人ぐらいの自治体ですか。見ていたら、これ

はいろいろなことをやっているみたいなのですが、普通はこの規模だったら、感覚的には 介護とかごみなどは恐らく周辺の市に事務の委託をしているとか、そのようなことをやっ ているのではないかという感じがするのですが、周辺の市ではどうにもならない場合には 県が動くといった何らかの仕組みが要るのだろうというのが1つです。

2点目は、さっき田中委員がおっしゃったのですけれども、本当にこういう小規模自治体の場合には、事務を委託するとか、連携協約をやる以前に固有の事務についてもうまく事務処理ができないのです。窓口業務などは自治体の本質的な業務だみたいなことを書いていましたが、窓口といっても侮れないですよ。戸籍にしても、住基にしてもややこしいものがありますから、さかのぼっていっていろいろ調査しなければいけないとか、結構複雑なものもあります。単に村営住宅の管理といっても裁判絡みや強制執行絡みのものも出てくるので、こういう小規模の自治体だったらできないかもしれない。やはり何かあったときに周辺の自治体にノウハウを聞けるというか、単に事務を共同化するのではなくて、ノウハウの共同化みたいなものをより一つ手前の議論としてそういうものがあったらいいのではないかという感じです。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。 清水委員、いかがでしょう。

○清水委員 行政サービスは効率的に提供すべきだと思いますので、先ほど委員の方がアウトソーシングの話をされていたのですけれども、それは当然進めていくべきだと思っています。参考資料の11ページ以降にいろいろな形の事務事業の都道府県と市町村の役割が書いてありますが、それぞれのレベルで、都道府県、市町村においてできる範囲ではアウトソーシングは進めていくべきだと思っています。

しかし、アウトソーシングの話と都道府県の補完というのはちょっとレベルが違うのではないかと思っています。それぞれの事務事業の遂行はアウトソーシングして、効率化してやっていくべきなのですけれども、全体として事務事業の企画立案から認定、廃止、変更の権限の行使を含め都道府県が代替していくということだと思いますので、ちょっとそのレベルが違うのかなという感じはいたしました。

2点目ですが、新しい制度はとりあえず要らないのかなと思っていまして、新しく創設された制度をいかに活用していくのかが必要なのかということで、活用を促進していくことが必要なのかなと思っています。

資料3の2ページに記載されていますように、いろいろな事務事業があるわけで、促進していくためにはモデル事業をやられているということですが、補完になじむ事務事業、難しい事務事業を類型化していって、示すことによって促進していく必要があるのかなと思います。

その上で1点気にかかるのが、そういうなじむもの、例えば都道府県も同種の事務を処理している場合だったらそれを一元化してやればいいではないか。それは当然そうだと思うのですけれども、そうすれば全体的には効率化が図られると思いますが、都道府県の側

からしてみれば、類似のことをやっていたとしても、やはりそれはコストがふえる話です ので、コスト増という懸念からなかなか躊躇することもあると思うのですが、それに対し てどう対応していくかという方策を示していくことも必要かなと思います。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

村木委員、いかがですか。

○村木委員 先ほど伊藤委員がおっしゃっていたことで、私も同じようなことを思ったのですけれども、小都市だと1人で複数の業務をこなさないといけない。それによる効果のことを御指摘されていたと思いますが、たくさんの業務をこなされている小町村の行政の方がそれを物すごく負担だとお考えなのかどうなのか。このあたりのところを少し調べたほうがいいのではないのかという感じがいたしました。仮にこれは事務を切り分けて、都道府県にお願いしたりするときに、その調整でいろいろ意見交換だとか何だとかしてかえって時間をとられてますます事務が大変になることも想定されるのではないのかという気もいたします。そこのところが気になるところなのですけれども、きょうの広域的が困難な地域で必要な施策が何かというので、本当に広域連携をしなければいけない状況に持っていこうとすると、前も申し上げたかもしれませんが、例えばイギリスのローカル・エンタープライズ・パートナーシップスなどだと、連携していないとお金がおりない。お金のおりる仕組みが連携だという基本の上に成り立つ。そうすると、支持政党が何だろうと、とにかく連携をするという形が向こうではできています。なので、連携の必要性というか、大事さをどの程度に置くのかを少し考えたほうがいいのではないのかという感じがいたしました。

もう一つ、都道府県との補完のところで、きょうの資料3の1ページ目の下のところに書いてありますけれども、「市町村が補完の申出をするときに人口推計等を踏まえた地域経営の方向性を定め」とありますが、どのような市町村でも、多分、人口推計をすると余り人口が減らない地域、中心部と、あと、劇的に人口が減ってゼロになってしまうエリアが出てくると思うので、人口推計は市町村の単体で行うわけではなくて、なるたけエリアを区切って小さな単位で人口推計をして、その上で地域経営の方向性を検討すると、先ほど太田委員と佐々木委員の間であったようなまるっきり人口がいなくなってしまってサービスをするかしないかという話があったかと思いますが、その辺が多分、地域経営の方向性というところとすごく関係してくるのではないかと思います。この辺がコンパクトシティとの関係でも本当は非常に大事な点だと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

飯島委員、いかがですか。

○飯島委員 垂直補完というものをどのように捉えればよいのかまだ答えが出ておりませんけれども、私自身の整理をしたいという思いも込めて、3点、申し上げたいと存じます。

1点目は、これまでの議論が国・地方間の関係であったのに対して、議論の進展に伴っ

て、幸いにも地方公共団体相互間の関係に焦点が当たってきた、これを正面から詰めていく必要があるのではないかと思っております。その際に前回議論した水平の連携というものと、垂直の補完、事務の代替執行は水平も想定はしているということでございますが、主に都道府県による補完を念頭に置いているといたしますと、そこでの都道府県と市町村との関係、両者がどのように違うのかということも改めて考える必要があるだろうと思っております。事務の代替執行についても連携協約という手法が用いられますが、連携協約の特徴として、伊藤委員も御論文などで政策ベースの連携だということをおっしゃっています。都道府県と市町村の関係においても、行政サービスを提供するといった機能的な連携のみならず、政策的な面も加味する必要があるのかどうか、加味し得るのかどうか、考えてみたいと思っております。

2点目は、事務の代替執行は、事務委託制度に存する不都合を補うという意味も込めた 新しい制度だと思いますけれども、そうしますと、参考資料1の5ページにありますよう に、これまで事務の委託はかなり件数もございますので、こういった中でどういう事務が どのように処理されてきたのかを改めて検討する必要もあるのかもしれないと思いました。

3点目は、今までは地方分権ということで、とりわけ最近は都道府県から市への権限移譲が進められてきましたけれども、この流れは恐らく一段落していると思います。その中で都道府県が補完をしなければ存立し得なくなるというような事態に至っているとしたら、事務を押し戻すといいますか、もう一度、都道府県なり国なりに返すことも考える必要があるのではないか。権限分配の問題になりますけれども、そういったことも視野に入れる必要があるのかもしれないと思いました。

以上でございます。

- ○長谷部委員長 どうもありがとうございます。 池内委員、先ほどは御質問でしたが、何か御意見に当たる点は。
- ○池内委員 私のほうも実はなかなか難しくて整理整頓できていないのですが、まずは、 8ページから事務処理体制と9ページ、仕事の役割のところが書いてあるのですが。
- ○長谷部委員長 参考資料1ですね。
- ○池内委員 済みません、参考資料1です。

これは人口900人のところの資料でございますが、これを見ていて、900人のところでこれだけの事務をしているというのはやはり大変であるということを認識した上で、ただ、今、補完であるとか、事務をどこでやるかというお話がたくさん出てきているのですが、その前にこういう仕事の内容はもうちょっと捨てられるものはないのか。時代が変わるごとに昔と違うという部分では、実際、今後について捨てられる部分はもう少し捨てていけたら軽減できるのかなと思っています。

その意味では、小規模のところの事務については身軽にしなければならないという意識を大変持っていまして、そういう意味では県の補完もやむを得ないかなと思うのですが、私自身勉強不足で県の役割をよく理解していないのですが、私からすると、国があって、

県があって、自治体があるという意味であると、自治体が自分たちでできないものは県が協力してくれて、あるいは国がそのサポートをしてくれて当然ではないかと思っております。

補完という意味で、事務的なものがたくさん今回出てきているわけですが、人口減少の中で今後何をするべきかというと、地域産業の振興という部分が出てきます。そういう部分が県と一緒にできるのか、それとも違う形で、事務とは別にほかのところと連携。例えば最後のページに大分県が出ておりますが、観光などの連携がございます。そういった意味では、連携の仕方も事務的な効率化の話と、今からビルトインしていく部分をもう一方では検討していくのが必要かなということを2点目で考えています。

3点目ですが、私は素人なのであれなのですが、今、大変複雑になり過ぎて、本当にこれは市民の人たちは理解できるのかなと。こういう制度がどんどんできていく中で自治体の担当の方も進めるのがなかなか難しい中で、普通の国民、私がまるっきりそうなのですが、なかなか理解しづらくなっているということを感想で思っております。

以上でございます。

- ○長谷部委員長 どうもありがとうございます。 谷口委員、いかがでございましょう。
- ○谷口委員 当てられるのを待つ学生の気分でおりました。

今、御指摘のように、非常に難しい仕組みというか、私も専門外なので感じておるところですが、資料3の「今後検討すべき論点についてII」の(2)に客観的要素と主観的要素、今後、市町村に対して都道府県のサポートですとか、あるいは協力のありようを考える際のことを考えている。こう言ってはあれですけれども、ある意味、人も自分のことが自分で頑張れるときは自分で頑張る。ところが難しくなってくると例えば家族、親戚縁者、つまり近くの都市のサポートが必要になってきて、あるいは介護が必要になってきて、その都市に含まれない場合、つまり、身内や親戚縁者がいなければ、今度はもっと上のレベルのところからのサポートが必要でと考えると、勝手に私が考えているだけですけれども、市町村に対するサポートのありようは、主観的要素というのは非常にわかりやすかったというか、納得がいくものだと思いました。まず、市町村自身が意思があるのか。そのような協約ないしサポートを受けたいという意思があるのかという点。もう一つ、「一方」というところであるように、だからといって「自らの責任を自覚せずに補完の申出をするべきではない」。つまり、やってくれるのであればどんどん都道府県にお願いすればいいのかというと、そういうわけにも、それは都道府県の負担がふえるだろうということが配慮されているのかなと勉強した次第です。

ずっと気になっていたのは、費用負担のところです。恐らく細かく詰めていこう、ない しは詰めていかれているのだと思うのですけれども、ヒト・モノ・カネが自治体に不足し ている場合に、割り振られている財政的な基盤はあるのだけれども、人がいない、アイデ アがないという場合には都道府県のほうから人やアイデアを出してもらうので、その分の 費用負担は市町村のほうが出すのかなと思ったり、逆に、人はいるのだけれども、何か突発的な、先ほど防災とかがありましたけれども、そういった面で費用がかさむとなってくると、今度は費用面でサポートが必要になってくる。人とお金とセットでサポートが必要になってきたりするのかなと思いまして、問題はそういう市町村をたくさん抱える府県ということになってくると、そちらのレベルの負担も大きくなってくるのではないか。ですから、こういったサポートや協約等々を推進するには、先ほどほかの委員の方もおっしゃっていましたけれども、今度は国というか、さらに上のレベルからそうした都道府県レベルでの助け合いを側面支援するところが必要なのかなと想像いたしました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

会長、副会長、いかがでしょうか。

〇畔柳会長 前回の水平のときと同じように興味深く聞かせていただいているのですけれども、そのときと少し似たようなことにはなるのですが、今回、参考資料1の最初のページで出てきている、従来、一つの考え方として通勤・通学圏という中核都市を中心とした連携によって物を考えていくという、(1)のところと、そこに含まれない(2)のところで、しかも人口が少ないところがどのくらいあるかが表として出てきている。この表をにらみながら、一つは、人口減少ということが今度の審議の頭に来ていて、従来の地方制度調査会の議論よりも一層、増田先生の答申などもあったので、人口減少問題が、限界的という言い方はそういう市町村に失礼かもしれないのですけれども、どの程度の切迫度をもってそれぞれの(1)と(2)の中のまたかなり小さい5,000人いないとか、その辺のかなりの数のところにどういう実態で、今、既に出つつあるのか。さらに、もう少したつと出てくるのかという時間軸によって制度的なものをどう準備しておくのかという基本的な問題意識だと思います。

したがって、今まで地方分権という考え方でやってきたものに対していうと、人口減少という問題が、むしろそれは責任論といいますか、それ以前にさっきA村という900人の村で出ているような住民課とか、保健、建設という基本的な住民サービスに必要なものが破綻懸念に近いような問題が出ているときに、地方自治という中の基礎自治体だけでやれるのか。水平連携でやれるのか。そのときに県の責任はどう認識すべきなのか。垂直連携という問題の中に市町村民としての責任と県民としての県の責任。こういうものをどう考えて制度的なものをどう拡充するのか。

さっき伊藤先生からミスマッチというお話があったわけですけれども、それで放っておいていいのか。もうちょっとお互いに積極的な相談する場を市町村と県の間に持つ必要はないのかとか、今後の展開の中で考える面があるのかもしれない。いずれにしても、さらに実態を深めて、その辺の実態を知る必要があるのではないかと感じました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

碓井先生、いかがでしょうか。

○碓井副会長 各委員の皆様の御意見を伺っていて大変勉強になりました。2、3感想といいますか、意見も含めて申し上げたいと思います。

住民に身近な行政というのは、やはりその地域に役所といいますか、窓口があることが望ましいわけですね。そういうときに、それぞれの都道府県の状況によって違うかもしれませんが、多くの場合、振興局とか、地方事務所とかがありましても、それをその区域内全域に張りめぐらすことは現実問題として極めて難しい。むしろそういうものも効率化を図る方向に進みつつあるのかもしれませんから、それは到底難しいかと思います。そうすると、そういう窓口業務を必要とするものは基本は市町村。小さな町村を想定しますと、町村を基本にすべきであろうと思います。そのときに、どうしても突発的に起きてくる事務処理で戸惑うこともあるのですが、そういうときの協力体制、これは地方自治法でいえば技術的助言か何かがあろうかと思いますが、それをもうちょっと強くしたような、それが制度化になじむのか、単に協議をして片づければいいことかわかりませんが、そういうことを検討してみる必要があるのではないか。

私の記憶では、今、地方税の徴収について滞納整理機構などをつくっていますが、それがはやってからなのか、はやる前なのかわかりませんが、県レベルでは県税の歳入確保に関心がありますから、それを市町村がやっているものですから、市町村がどれだけ徴収を確保しているかは重大な関心事でした。そうすると、そういうときに県というか、東京都がやりましたから、都道府県の職員を派遣して、徴収の確保に努めたという例もたしかあったと記憶しております。そういうことの延長でいくと、市町村がやる仕事なのだけれども、それに併任という形をとるのか、どういう形をとるのかわかりませんが、もう少し力を注ぐという協力の仕方が一つ窓口事務についてはあるのではないかという気がいたします。

他方、道路、これも住民に直結しているといえば直結しているのですが、これは面的なつながりも重要で、例えばことしの冬も結構雪が多かったと思いますが、都道府県が管理している道路と市町村が管理している道路が同じ市町村の区域内にあるわけです。そうすると、大雪が降ったときに都道府県が管理するところのそれを依頼するのは都道府県ですし、市町村道は市町村。そうすると、雪かきをする業者は別々になるのか、同じにするのか。それは話し合いをすればどうでもいいことかもしれませんが、そういう状況を考えると、本当に力の弱いところについては、そういう道路については個別法、道路法などで対処するのがいいのか、地方自治法に制度を設けてそれに載せるのがいいかどうかわかりませんが、これは工夫の道を模索していいのではないかという気がいたしました。

鳥取県の例に出ていますように、今はコンピューター社会、データ管理とか、そういうことが大変重要で、こういう分野はやはり都道府県を巻き込んだ形でのやり方が一層促進されるのが望ましいのではないかと思います。ただ、鳥取県もやっているのですから、制度にする必要はないかもしれませんが、先進的な事例として大いに宣伝していただいて進めていただく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、先ほど事務の執行と並んで、これは飯島委員からかもしれませんが、政策形成を区別する議論が出てきまして、政策形成とはちょっと違うかもしれませんが、例えば今、計画ばやりでありまして、国の法律が市町村レベルにまで、どんどん計画をつくれとくるわけです。きょうの例にあるような小さなところがそんな計画に振り回されて日常の事務を放り出すわけにもいかないわけです。そういうことを考えますと、そういう部分では大いに都道府県の協力が必要なのではないか。それが今の指導、助言の範囲でとどまることなのか、もう少し制度的担保が必要なのかわかりませんが、都道府県は出してこい、出してきたら文句を言うぞという姿勢で臨むことも現状ではあるかもしれません。この辺は工夫が必要なのではないかと思います。

思っていたことを全部申し上げられたかどうかわかりませんが、少しだけ発言させていただきました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ひとあたりいたしましたが。

小林委員、お願いします。

〇小林委員 先ほどの窓口業務の困難案件です。地方自治法上の技術的助言までいかなくても、中心市に大抵たくさん実例がありますから、そこへ簡単に聞ける仕組みがあったら大変便利かなという感じがします。実際、自治体ごとに分かれていますので、なかなかそういう仕組みがないかなという感じがします。

あと、人口900人ぐらいの自治体で三十何人しか職員がおらないようなところでいきますと、これはいろいろなリスクがありまして、例えば中心の人が交通事故で亡くなってしまったとか、病気して何カ月入院したとか、それらが重なってしまうことに加えて、今、行政クレーマーがめちゃくちゃ多いのです。生活保護や村営住宅や税の納税交渉とか、そのようなことでいろいろな方が出てこられる。恐らく田舎だからそんな変な方はいらっしゃらないのかもわかりませんけれども、それでも万が一そういう方が出てきて忙殺されてしまったら、あるいはそれでメンタルを患われたりして休まれたりしたら、それこそ行政が機能しなくなってしまうので、そういう意味でも、SOSを出せば、さっきおっしゃった県の振興局か何かの方がちょっと手助けに来てくれる仕組みもあってもいいのではないかという感じがしました。

○長谷部委員長 太田委員、お願いします。

○太田委員 谷口委員がおっしゃったことにもかかわるのですけれども、費用の問題と、それから補完の関係です。きょう議論してきた主力は、要するに事務を補完するということで、その補完は事務を引き受けることを意味します。代替執行であれ、委託であれ、そういうタイプを念頭に置いている。だから、資料3の2ページの「補完の対象とするためには時間を要するもの」というのも、都道府県は主たる事務としてやっていない、消防のようにやっていないので、やれと言われたら職員を育てるところから始めないといけない。こういう類型を問題にするわけです。

ただ、その前提にあるのは、多分、事務の委託などが典型でしょうが、引き受けたら引 き受けたことによってかかるコストの幾ばくかは頼んだ側が払うという前提であって、全 額を払って、かつ県がもうかるほど払うとはとても思えませんが、一応、核心的な部分は 払うことになっているのだと思うのです。これに対し、県はしていないが、市町村はやっ ていて、でも自分だけでは足りないというので、いわば究極的には県が人件費を持ってや るという形の制度も考えられないわけではないのです。そうすると、人件費が払えるなら 自分で雇えるので、お金の動きは補完といっても、要するに事務を補完して対価を県が取 るのではなくて、お金そのものが県から町村へ流れるというタイプの補完なのです。これ も我々は補完の使い方として議論してもいいのではないかと思うのですが、そうすると補 完の中には大きく2類型がある。お金が一応、対価として補完する側にいくのと、補完そ のものがお金か何かを町村へ流すものだという大きな2類型があって、どうも何となく前 提は、対価は上のほうへ動く、補完する側へ動くだろうというものを議論してきたように 思うのですが、どうもそれだけでは済まないのではないか。そのときに、お金をつぎ込ん ででも、その市町村を市町村として存在せしめるということまで覚悟した補完を議論する のか、余り言わないほうがいいかもしれませんが、そのときにはどこかと合併してもらう ことになるのかどうなのか。その辺の見通しはつけながら議論する。類型論はしながら議 論する必要があるのではないかと思いました。

- ○長谷部委員長 どうもありがとうございます。 ほかにはいかがでございましょうか。
- ○宮地行政課長 先ほど御質問いただきました関係のデータが出てまいりました。

参考資料の1ページの拠点都市等の通勤・通学10%圏に含まれない市町村の人口の規模の大きいところの例でございますが、(2)の一番上に2団体、20万以上のところがございますが、これが愛知県豊橋市と岡崎市でございます。15万から20万の間にございますが、これが広島県東広島市と愛知県豊川市です。10万から15万の間は埼玉県深谷市と静岡県島田市でございます。大体この辺が少し人口規模の多いところの具体例でございます。

- ○長谷部委員長 どうもありがとうございました。
- ○池内委員 ありがとうございました。ここの部分はその地方が自分たちが連携をしたくないという意思なのでしょうか。
- ○宮地行政課長 これは客観的に当てはめておりまして、例えば定住自立圏の中心都市の 要件に該当する市に対する通勤・通学10%圏かどうかに入るかどうかということで機械的 に抜き出すとこういう形になるということでございます。
- ○長谷部委員長 内心の意図は問わないということですね。
- ○池内委員 ありがとうございました。
- ○長谷部委員長 それでは、なお御意見がおありの方がもういらっしゃらないようでした ら、もう議論は尽きたということで、本日は非常にさまざまな御意見をいただきましたが、 本日はここまでとさせていただければと存じます。

次回ですが、4月22日の17時から開催をすることとなっております。開催に際しまして は改めて事務局から御連絡があると存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。 長時間どうもありがとうございました。